

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂に係る 新しいタイトル案について

東日本大震災では、事前にペット対策を講じていた自治体はあったものの、災害規模が大きく地域が広範にわたったこと、原子力災害が発生したこと等により、自治体も避難者も対応に苦慮した。そのため、自治体等が災害の種類や地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルなどを作成する際に、ペット対策を検討する際の参考となるよう現行のガイドラインが作成された。現行のガイドラインでは、基本的な考え方として「同行避難」の原則と自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制の整備が記載されている。

しかし、その後の熊本地震での課題や本検討会での議論において、現行のガイドライン改訂についてさまざまな意見が寄せられている。特に今回の改訂に係る議論の中では、災害時のペットの支援は、ペットの飼い主の支援に他ならないこと、ペットを連れた被災者や被災したペットを救護するのではなく、あくまでも飼い主責任の下において、ペットを連れた被災者が災害時にも適正飼養が出来るように支援することを前面に出した内容とすることが求められている。そのため、ガイドライン改訂にあたってはタイトルについても再考し、よりガイドラインの内容が伝わりやすいタイトルを検討することとした。

以下に改訂版ガイドラインの新タイトル案を挙げる。

【現行タイトル】 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」

【タイトル案 1】

「自治体等向けの災害時におけるペットとの共生ガイドライン」

【タイトル案 2】

「自治体等向けの災害時におけるペットのための支援対策ガイドライン」

【タイトル案 3】

「自治体等向けの災害時におけるペットの適正飼養の支援に関するガイドライン」